

これまでの論点

1 市民意識の啓発

- ・住民投票は、決定的なものではなく、力がありそうでないが、啓発の道具にはなる。
- ・住民投票は直接民主主義の実践・啓発手段。市民が出て行く場として、積極的に活用しよう。
- ・住民投票と啓発は次元が違うし、コストの問題がある。何千万円もかけるのであれば、啓発手段は他にいくらでもある。
- ・住民投票制度を必要としないことが幸せ。まちが二分するような事態が起こって住民投票とならないよう、情報共有、市民参加のもとに政策を進めるといった前段階が重要。
- ・市政への関心や、意見の発信など、市民の意識が上がっていなければ、制度をつくっても生かされない。住民投票条例の制定は、市民意識を見定めてからでよい。
- ・条例があれば「そういうことも出来るんだ」と市民の意識が変わることが期待される。

2 投票の対象とする課題

- ・現状では、苫小牧には住民投票を必要とするような具体的な課題はない。
- ・大きな施設を建てる時、議員の定数や報酬、戦闘機や基地、合併問題等が想定される。
- ・課題によっては、住民投票で市民が選んだと、首長や議会が責任逃れに使う可能性がある。

3 市議会との関係

- ・議会があるのに、住民投票をするのは非効率的。
- ・まちを良くするためには、住民投票よりも議会改革。
- ・議会は議会、住民投票は住民投票。ただし、投票の前段階としての情報公開が大事。
- ・住民投票は、議会を補完する最終手段。費用や混乱を抑えるため、乱用されない仕組みがいる。

4 苫小牧にとっての住民投票制度の必要性

- ・苫小牧にとって、現在、投票条例がないことでの不都合はなく、制度が必要だとあまり感じない。
- ・のぞむのは、住民投票をしたいということではなくて、住民投票をしなくてもいいまちづくり。住民投票条例があることに重きをおかなくてもいいと思う。
- ・住民投票の検討は大事だが、直接請求で今でも住民投票は出来る。条例制定となると人件費等それなりにコストもかかるので、それより、福祉等の課題に力を入れるべき。
- ・自治基本条例で、常設型住民投票条例の方向性が示されていると捉えることも出来る。
- ・住民の意思を反映させるための市政へのバイパスとなる。環境整備として住民投票条例は必要。
- ・為政者への牽制や、市民意識、自治の理念としての必要性。投票条例は、あることに意義がある。
- ・悪用されるなど色々な危険性や、議論すべきことはあるが、投票条例はあった方がよい。

23.01.18 住民投票制度を考える会第5回への事前資料

A 面	B 面
ポピュリズム（大衆迎合）に陥る危険性	サイレントマジョリティ（消極的な多数派の市民）の声を拾うことが出来る
目先の利益に左右されやすい	直近の住民意思を確認できる
拘束力が無い	市の権限が及ばない課題に対しても意見表明という形で実施できる
コストが掛かりすぎる（4～5千万円）	対象とする課題の選定に慎重になる
政策課題に対して市民の関心は低い	住民投票が請求されることで関心が高まる
無くて困ることはない	有って困ることはない
イエスカノーどちらかで選択するしかない	話し合いで決着できない課題を決めることができる
住民投票に掛けるべき課題が現状では思い当たらない	早急に決着をつけなければならない課題を抱えた状況では冷静な議論が難しい
市民の声が政策に直接反映できる	首長、議員の責任逃れにつながる

Q&A	
直接請求が自治法で認められているから不要では	議会の意思と住民の意思が対立する課題の時には署名が必要数集まれば実施するという常設型が有効となる場合もある
市の政策は、市と市議会で決めればよいのでは	選挙だけで全ての政策課題に対する各議員、首長の考えを判断できるか